

就学援助制度（入学準備金）のご案内

枝幸町教育委員会

枝幸町教育委員会では法律に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して、お子様が楽しく勉強できるよう援助（就学援助制度）を行っていますが、平成29年度から枝幸町立の小中学校へ入学予定のお子様の保護者に対して、就学援助制度における入学準備金（新入学学用品費）を入学前に支給することが可能になりました。

記

1. 入学準備金の入学前支給の申請ができる方

次の（1）～（2）全ての要件に該当する方で、①～⑩のいずれかに該当する方

- （1）お子様が次年度の4月に枝幸町内の小中学校に入学予定の方
- （2）申請時に枝幸町に住民票がある方

- ① 世帯の前年度総所得額が、平成25年4月1日時点の生活保護基準により算出される額の1.3倍以下であること。（下記を目安額をご参照ください。）
- ② 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止となった方
- ③ 市町村民税が非課税の方
- ④ 市町村民税が減免された方
- ⑤ 個人事業税が減免された方
- ⑥ 固定資産税が減免された方
- ⑦ 国民年金の掛金が減免された方
- ⑧ 国民健康保険法に基づく保険税が減免された方
- ⑨ 児童扶養手当の支給を受けている方
- ⑩ その他特別な事情により、著しく経済的に困窮している方

※入学準備金の入学前支給を受給後、町外転出などにより枝幸町の小中学校に入学しなかった場合、入学準備金を全額返還していただきます。

○上記①の目安額

世帯人員	2人(母・小学生)	2人(母・中学生)	3人(母・小学生・中学生)	4人(父・母・小学生・中学生)
年間総所得額	約188万円以下	約205万円以下	約274万円以下	約330万円以下

※年間総所得額とは給与所得者の方は源泉徴収票の給与所得控除後の金額、事業所得者の方は確定申告書の所得金額(合計)の金額です。

※世帯人員の年齢等により基準額が変わりますので、あくまでも目安としてご覧ください。

2. 申請受付

次年度に小学校入学予定のお子様がいるご家庭につきましては、1月下旬から2月上旬頃に案内文書及び申請書類を送付しますのでご確認ください。中学校入学予定のお子様がいるご家庭につきましては、1月下旬から2月上旬頃に小学校を通じてご案内します。

3. 必要書類

(1) 就学援助受給申請書（兼同意書）

(2) 世帯全員の前年の収入と所得額が確認できる書類(※他市町村から転入された方のみ)

※世帯全員の前年の収入と所得額が確認できる書類につきましては、就学援助受給申請書(兼同意書)を提出いただいた後に、教育委員会から枝幸町役場税務課へ照会し確認しますので提出の必要はありませんが、転入等により枝幸町役場税務課で前年の収入と所得が確認できない方につきましては、転入前の市区町村から書類を取り寄せて提出してください。

4. 支給内容

(1) 支給金額 小学校入学予定のお子様 51,060円

中学校入学予定のお子様 60,000円

※国における要保護児童生徒援助費補助金の単価改定に伴い、支給金額が改定となる場合があります。

(2) 支給時期 3月上旬頃

5. その他

(1) 申請書類提出後、所得判定等、認定基準を満たしているか確認し、その後、教育委員会へ諮り、認定及び支給決定となります。※申請書類の内容によっては面接を実施する場合があります。

(2) 「新入学学用品費」のみの認定及び支給です。その他の支給費目については、新年度以降に再度申請手続きが必要です。

6. 提出・問い合わせ先

不明な点がありましたら、教育委員会学校教育グループ（Tel62-1364）まで連絡願います。